

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部改正【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3

北九州市告示第296号

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部を改正する  
告示

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱（昭和59年北九州市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

（2） 保健環境研究所長

第6条第6項中「環境科学研究所長」を「保健環境研究所長」に改める。

別表第1の戸畑区の項中「北九州市環境科学研究所」を「北九州市保健環境研究所」に改める。

付 則

この告示は、平成29年6月13日から施行する。

北九州市告示第 297 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 29 年 6 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目 9 番 24 号  
株式会社新菱  
代表取締役 江藤俊郎

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
株式会社新菱

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の新規設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	46号ろ過施設
名称	S-302
能力	29.5m <sup>3</sup> /日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

使用時間間隔	2日間連続使用
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可の日以降

工事完成予定年月日	許可の日以降
使用開始予定年月日	許可の日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	S-302
汚水量 ( $m^3$ /日)	通常 29.5 最大 40.5
水素イオン濃度	5~10
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 6, 100 最大 6, 210

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

S-302から排出される汚水は、三菱ケミカル株式会社黒崎事業所の排水処理施設ASA2で処理又は産業廃棄物として処理委託される。

(6) 排水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

排水口名	No. 1排水口		No. 5排水口	
	設置前	設置後	設置前	設置後
排水水の量 ( $m^3$ /日)	通常 137 最大 203	同左	通常 2037 最大 2037	同左
水素イオン濃度	通常 7 最大 5~9	同左	通常 7 最大 5~9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 24.4 最大 29.0	同左	通常 18.1 最大 19.5	同左
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 23 最大 35	同左	通常 25.3 最大 34.6	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( $mg/l$ )	通常 0.5未満 最大 2	同左	通常 1未満 最大 1	同左
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 20.6 最大 20.6	同左	通常 48.5 最大 55.0	同左

りん 磷含有量 ( m g / ℓ )	通常	2.0	同左	通常	2.0	同左
	最大	2.0		最大	2.4	

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成29年6月13日から同年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く  
毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した  
文書を、平成29年7月4日までに上記縦覧場所に到着するように提出する  
こと。